

## 第 9 7 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

- ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員
- イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第 1 5 条第 1 項中「勤務時間」の次に「（前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第 1 8 条第 2 項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 1 6 条中「及び足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「、

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第19条第1項」の次に「並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第22条第1項から第3項まで」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例第22条」を「、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第26条」に改め、「給与額」の次に「（同条にあつては報酬額）」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。